

所沢市立中学校 拠点校部活動 実施要項

(目的)

第1条 この要項は、生徒が在籍する学校（以下「在籍校」という。）に参加希望する部活動が無い場合、その生徒の活動の場所を確保することにより所沢市立中学校における部活動の適正化を図り、部活動の充実・発展に資することを目的とする。

- 2 生徒のスポーツ・文化活動における生徒の多様なニーズに応える。
- 3 生徒数の減少に伴う学校部活動の小規模化、指導者不足の課題解決を図る。

(拠点校部活動への参加)

第2条 在籍校に生徒が参加希望する部活動が無く、自宅から最も近い学校に参加希望する部活動がある場合、部活動に参加することができる。（以下「拠点校部活動」という。）これは所沢市教育委員会と中学校長会が、希望する部活動に参加したい生徒の救済事業として推進する取組であり、勝利至上主義のための取組ではない。

- 2 拠点校部活動に参加希望する生徒は、当該部活動の活動方針、部費等について了承した場合、所沢市拠点校部活動参加申請書（様式第1号、以下「参加申請書」という）を在籍校の校長に提出することとする。
- 3 校長は、参加申請書の提出があったときは、速やかに当該生徒が参加希望する部活動がある学校の校長に、参加申請書を提出することとする。
- 4 拠点校部活動を欠席するときは、生徒又は保護者が拠点校部活動の担当者へ連絡することとする。

(拠点校と在籍校と所沢市教育委員会との手続き)

第3条 拠点校は、参加申請書の提出があったときは、速やかに所沢市教育委員会に、所沢市拠点校部活動実施申請書（様式第2号、以下「実施申請書」という）と参加申請書の写しを提出することとする。

- 2 所沢市教育委員会は、参加申請書と実施申請書を確認し、拠点校部活動が承認できる場合、拠点校と在籍校の校長に、所沢市拠点校部活動実施承認書（様式第3号、以下「承認書」という）を提出することとする。

(受入の許可)

第4条 拠点校は、所沢市教育委員会より、承認書を受け取った後、在籍校と協議した上で、所沢市拠点校部活動参加許可通知書（様式第4号）をもって当該生徒に通知することとする。

- 2 当該生徒の拠点校部活動での不適切な行動等があった場合、拠点校の校

長は拠点校部活動の参加を取り消すことができる。

(参加種目)

第5条 参加が可能な拠点校部活動は、所沢市内における中学校部活動開設状況から、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 陸上競技
- (2) 卓球
- (3) 柔道
- (4) 剣道
- (5) バレーボール
- (6) ソフトボール
- (7) 吹奏楽部、合唱部以外の文化部

(参加方法)

第6条 拠点校への通学は、原則として徒歩とする。

- 2 徒歩以外の通学方法については、在籍校と拠点校とで協議し決定することとする。

(休日・祝祭日の練習)

第7条 休日・祝祭日の練習参加については、拠点校部活動に参加する生徒が、在籍校の校長に事前に許可を得ることとする。

(大会・コンクール等参加)

第8条 拠点校部活動参加者が大会・コンクール等に出場する場合は、在籍校と確認した上で拠点校から出場することとする。

- 2 大会・コンクール等への参加についての事務は拠点校が行うこととする。

(活動状況)

第9条 在籍校は、拠点校に対して定期的に連絡を取り、当該生徒の活動状況を十分に把握することとする。

- 2 拠点校は、拠点校部活動の練習日、練習時間等について在籍校へ連絡を行うこととする。
- 3 在籍校の学習活動や行事の日程が、拠点校の部活動と重なった場合、原則として在籍校の活動を優先することとする。
- 4 在籍校は、拠点校に対し、生徒の健康面での配慮事項や生徒指導上参考となる事項等、部活動の指導にあたって必要な情報を提供することとする。
- 5 活動時間が1時間を確保できないとき（冬季期間等）は拠点校の部活動

顧問と在籍校の拠点校部活動の担当者が活動内容について協議し決定する。

(事故等の取扱い)

第10条 拠点校への通学及び活動中の事故等の取扱いは、在籍校の場合と同様とし、日本スポーツ振興センターへの手続き等は、在籍校が行うこととする。

2 拠点校部活動の活動中に事故が発生した場合、拠点校は応急処置をし、家庭及び在籍校への連絡を行うものとする。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成14年 4月 1日から施行する。
平成20年 4月 1日一部改正
令和 6年10月 4日一部改正